

小松市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による平成30年度定例監査を、  
都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり  
公表する。

平成30年11月13日

小松市監査委員 小栗 嶽

同 杉林憲治

## 定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 行政管理部 防災安全センター, 税務課, 納税課
- 2 監査実施日 平成 30 年 10 月 17 日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成 29 年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 嶽  
監査委員 杉林 憲治
- 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、行政管理部長ほか関係職員の同席の下、課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

### 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

### 8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<防災安全センター>

自然災害における大規模な停電は、市民生活に多大な影響を与え、不安をもたらした。災害の規模から生じる復旧までの時間や事態を想定して非常用電源の確保手段などを検討し、対策を講じられたい。